

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月27日 06時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南西方沖（友ヶ島水道） 友ヶ島灯台から真方位235° 1,090m付近 （概位 北緯34° 16.5′ 東経134° 59.4′）
事故の概要	遊漁船宝伸丸は、北進中、また、漁船宝文丸は、一本釣り漁をしながら漂流中、両船が衝突した。 宝伸丸は、左舷船首部に破口及び亀裂を生じ、また、宝文丸は、右舷船尾部に破口及び亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月27日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 宝伸丸、4.7トン WK3-23112（漁船登録番号）、個人所有 第252-21520号（船舶検査済票の番号） B 漁船 宝文丸、3.4トン WK3-22139（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に破口及び亀裂 B 右舷船尾部に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2 海象：潮流 南流約1ノット
事故の経過	船長Aは、潮上りのために北進していたところ、B船のスパンカーを船首方至近に認め、機関を後進にかけたものの、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、潮上りを開始する際、前路に小型船舶が散在していることを認めていたものの、衝突する直前までB船に気付かなかった。 船長Bは、船尾にスパンカーを立て、南に流されては潮上りすることを繰り返しながら、一本釣り漁を行っていた。 船長Bは、船首を北方に向け、機関を中立とし、右舷船尾部に腰を掛けて船首方を向いていたところ、他船の機関音が聞こえ、振り向いた際、至近にA船を認めたものの、どうすることもできなかった。
分析	A船は、船長Aが前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、一本釣りの操業に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が船尾至近に接近するまでA船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長A及びB船の船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発進する際に前路に漂泊して釣りをを行っている船舶を認めていた場合、航行中も継続して見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 漂泊して操業を行う場合でも、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>